

独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則
第 6 条に規定する自己の関係する大学の範囲について（案）

平成 16 年 月 日
法科大学院認証評価委員会決定

独立行政法人大学評価・学位授与機構法科大学院認証評価委員会細則（以下「細則」という。）第 8 条の規定に基づき、細則第 6 条に規定する自己の関係する大学の範囲を次のように定める。

- 一 評価対象大学に専任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去 3 年以内に在職していた場合
- 二 評価対象大学に兼任として在職（就任予定を含む。）し、又は過去 3 年以内に在職していた場合
- 三 評価対象大学に役員として在職（就任予定を含む。）し、又は過去 3 年以内に在職していた場合
- 四 評価対象大学の教育研究又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画しており（参画予定を含む。）、又は過去 3 年以内に参画していた場合
- 五 上記に準ずるものとして委員長が決定した場合

付 記

この申合せにおいて、専任とは、当該大学を本務として所属する場合をいい、兼任とは、他の大学又は企業等を本務として所属する場合をいうものとする。